

# これってどう?

このコーナーでは金融商品やサービスをクルー独自の視点で分析し評価していきます

## 第132回 うつ病も対象となる～就業不能保障保険『くらすプラス』

就業不能保障保険を取り扱う生命保険会社が増えてきました。ケガや病気で働けない状態になったときの収入減をカバーする保険ですが、精神疾患が原因であれば保障対象とならないのが一般的です。

### ●うつ病も対象となる就業不能保障保険

そうした中、精神疾患等の所定のストレス性疾患も保障対象に含めるチューリッヒ生命の『くらすプラス』が、今年9月に販売を開始しました。所定のストレス性疾患とは、気分(感情)障害(うつ病等)、統合失調症、神経症性障害、摂食障害、胃潰瘍、十二指腸潰瘍などです。

主契約である「終身医療保険」と、「ストレス性疾患保障付就業不能保障特約」(以下、就業不能保障特約)とで構成されています。終身医療保険は入院1日につき一律5,000円の

定額保障で、免責日数が60日、つまり入院61日目から保障されるのが特徴です。入院給付金のみで手術保障はありません。

就業不能保障特約の保障期間の終期は、55歳から70歳まで5歳刻みで選ぶことができます。「所定の働けない状態」になったとき、月額10万円(一律)の年金が受け取れます。受取期間は2年、3年、5年、10年のいずれかを選択します。

確定年金なので、受取後に症状が回復しても、あらかじめ決まった年金が受け取れます。働けない状態が続く限り、所定の年齢まで給付が続く従来型の就業不能保障と異なる点です。

保障期間が長いほど、また、受取期間が長いほど保険料は高くなります。検討に際しては、貯蓄や負債の状況、子どもの年齢などを考慮しつつ、無理なく払える程度の保険料に

おさめるようにしましょう。

### ●どんなときに受け取れる?

「所定の働けない状態」とは、次の4パターンのいずれかに該当したときです。

- ① 病気またはケガにより所定の高度障害状態となったとき
- ② ケガにより所定の身体障害状態となったとき
- ③ 5疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)を原因として入院または医師の指示による在宅療養が60日を超えて継続したとき
- ④ 所定のストレス性疾患による入院が60日を超えて継続したとき

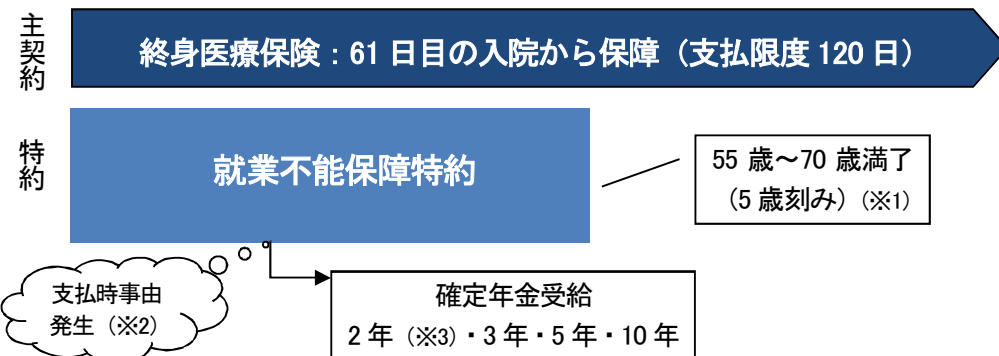
①②については、「所定の状態」に該当すれば年金が受け取れますが、具体的にどのような状態かを契約前に約款で確認するようにしましょう。5疾病を原因とする場合は、入院だけではなく在宅療養も保障対象となりますが、所定のストレス性疾患を原因とする場合は、60日超の継続入院が年金受取の条件となります。

保険会社としては、不当な利益を得るために保険が悪用されることを防ぐ必要があります。そのため、保障対象を精神疾患に広げる一方、「入院」という要件を設けたのだと思われます。また、保険金支払いが過大になることを防ぎ、値ごろ感のある保険料を実現するという意味もあるでしょう。

所定の就業不能保障状態に該当すると、特約保険料の支払いは免除され、主契約の終身医療保険の保険料のみ(月300円～500円程度)を、保険料払込期間満了まで払っていくこととなります。

(クルー 内藤真弓)

### 【チューリッヒ生命『くらすプラス』の仕組みと保険料例】



(※1) 保険料払込期間10年以上 (※2) 特約保険料の支払免除。年金受取期間中に死亡の場合、未払い年金分を遺族が受け取る (※3) 45歳以上

#### ■契約年齢35歳の月払保険料(主契約の保険料を含む。特約期間=保険料払込期間)

特約の保障満了年齢	年金受取期間	男性	女性
55歳	5年	3,480円	3,405円
	10年	5,920円	5,755円
60歳	5年	3,990円	3,585円
	10年	7,050円	6,255円